

指摘事項等		投稿日	令和2年6月29日
件名	赤ちゃんへの給付金について		
本文	<p>国の特別定額給付金は4月27日の時点で住民基本台帳に記載されていない場合は対象とならないため、5月に産まれた私の赤ちゃんは受け取ることができませんでした。他都市では、4月27日以降に生まれた赤ちゃんにも10万円の給付をすることがあります。</p> <p>甲府市でも同じように定額給付金対象外の赤ちゃんにも給付をしていただきたいです。</p>		
回 答		回答日	令和2年7月2日
担当部署	子ども未来部 子ども未来総室 子育て支援課		
本文	<p>本市ではこれまで、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国の緊急経済支援策を補う多様な支援策を検討、実施してきたところではありますが、未だ新型コロナウイルス感染症が市民生活や地域経済に影響を及ぼしているなか、感染予防等で大変な状況におかれている妊産婦やそのご家族、更には生まれてくるお子様につきましても手を差し伸べることができるよう、支援策について継続して検討してきたところであり、特別定額給付金の支給対象基準日である4月27日以降に生まれたお子様についても、1人につき10万円を支給することとしました。</p> <p>申請の方法や支給の時期など詳しいことについては、広報やホームページなどを通して今後お知らせしてまいりますのでご確認いただきたいと思います。</p>		